

令和 8 年度第 6 回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和 8 年 9 月 4 日（金）
2. 招集の場所 長洲町役場 3 階 中会議室
3. 開会 令和 8 年 9 月 4 日 午前 10 時 00 分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	中嶋 英徳	3 番	上野 美登	4 番	菊本 耕二
5 番	吉田 一明	6 番	池上 一也	7 番	宮本 静子
8 番	坂本 敦子	9 番	坂井 隆浩	10 番	上田 正三

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	福本 親康	福田 政司	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	藤井 豊
長洲・清里区域	土山 道直	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

2 番 石井 裕

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0 名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	長谷川 元
農業委員会事務局	局長補佐	鈴木 康博
農業委員会事務局	書記	浦田 慶広

10. 提出議案

- ・ 報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について
 - ・ 報告第 9 号 許可不要転用届について
 - ・ 議案第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
 - ・ 議案第 21 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
- その他

(長谷川事務局長)

起立・・・礼、おはようございます・・・着席。

それでは、ただ今から令和8年度第6回長洲町農業委員会定例会総会を開会いたします。
まず、中嶋会長からご挨拶をお願いいたします。

(中嶋会長)

皆さん、こんにちは。先月もお話ししましたが、雨が降りませんねえという事で話をし、その後もずっと約20日以上なかなか降らない日が続きまして、やっと昨日降りまして緑が美しくなってきたかなあという感じがします。米を作られます農家は大変水不足で、玉名平野も水が2日きて2日こないということで、近くに川があって水をポンプで上げられるところはそう問題にはならないのかなあと思いますが、腹赤校区については玉名平野が厳しいということで、2日きて2日こんとやっと水が通り過ぎたかなあと思っとなるともうなくなると・・・。見てみると先月は田んぼの奥の方は水が届かなくて茶色くなって枯れてる所もあります。やっぱり中干し後、一番水が必要な時に水がなかなかいきわたらないという事もあります。しかしこういう時に雨が定期的に降ってくれると非常に自分たちも安心するし、木や草はあまり生えてほしくななんですけれども、そういう所は安心するのかなと思ったりします。

今日は、会議終了後に先月もお話ししましたが、縮小農家、大型農家の方が縮小されるということで、その農地が空白になるという事で次の方を探したいなと思います。全部ではないんですが、長洲町もそういう所が増えてくるのかなあと思います。やはり後継ぎがいない、規模拡大する人もなかなかいないとなると、一斉に10ha近く水田が余ってしまうということになりますので、次じゃあ誰が作るのかとなりますが、もう農家が減ってきておりますので、耕作する方がいないという事になりますので、昔ポンプで水を挙げて作られていた所は、米が作られないからポンプの修理はしないよという所は、水がないから作られないよということになります。各地区ひいては日本中にそういう所が増えていくと思います。梅田のように機械利用組合がある所は、機械を全体的に購入をして管理をすることができますが、やはり機械購入の費用が必要なくなると作りやすくなるのかなあと思います。

今年は米の値段も下がると言われておりますので、厳しくなるのかなあと思います。

終わってから、集積の話もしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(長谷川事務局長)

ありがとうございました。本日の欠席委員をご報告致します。農業委員の2番 石井委員より欠席の届出の連絡があっております。

本日の出席委員は10名中9名でありまして、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は中嶋会長をお願いいたします。

(中嶋会長)

それでは、議事に入りたいと思います。本日の提出議案は、

報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について
報告第 9 号 許可不要転用届について
議案第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 21 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は 3 番 上野委員 4 番 菊本委員にお願いいたします。

（中嶋会長）

議事に入ります。1 ページです。「報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

（長谷川事務局長）

報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の 1 ページ、受付番号 13 番から 15 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

以上で、報告第 8 号の説明を終わります。

（中嶋会長）

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何かご質問等はございませんでしょうか。

（中嶋会長）

なければ報告第 8 号を終わります。

（中嶋会長）

次に進みます。2 ページから 3 ページです。「報告第 9 号 許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

（長谷川事務局長）

報告第 9 号 許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の 2 ページから 3 ページ、受付番号 1 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由は、隣接農地への通行に使用するためということになっております。

許可不要の要件については、耕作の事業を行なう者が、自己の農地の保全もしくは利用増進のための必要不可欠な施設、または自己の農地をその方の農作物育成もしくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合で、その転用する農地の面積が 2a 未満であるときは、農地の転用の制限の例外である農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定により、県知事による許可は不要となりますので、許可不要転用届の提出という風になっております。申請地の印が付いてる所が農地の進入路という事で許可不要の届出がなされております。以上

で、報告第 9 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

これは、奥に行く人の農地と同じ名義だけ、結局下さん行くときに田じゃなくて道路として使用したかという申請ですね。

(事務局)

そうですね。

(中嶋会長)

他にありませんか。なければ報告第 9 号を終わります。

(中嶋会長)

議事に入ります。4 ページから 9 ページです。「議案第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書の 6 ページから 7 ページ、受付番号は 7 番となります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 1 ページから 2 ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、耕作目的の贈与による所有権移転ということになっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 0 m²ということですが、申請農地の管理に携わっており、今後は一人で管理し、全ての農地を利用するとのことです。

機械の所有状況でございますが、耕耘機 1 台を借用されています。通作距離につきましては、自宅から車で約 10 分とのことです。地域との調和要件、役割分担につきましては、農地として利用するので周辺農地への耕作に影響はなく、農薬使用につきましては、地域の防除基準に従うとともに地域での取り決めに遵守し話し合いや活動へ参加をされるとのことです。以上、受付番号 7 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 4 番 菊本委員お願いいたします。

(菊本委員)

おはようございます。4 番 菊本です。ここは、岱明町から通われるんですか？申請地の状況ですが、除草されてきれいに管理されてるので、何ら問題ないと考えます。皆さんのご審議のほどよろしく願います。

(中嶋会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の福田推進委員にご意見を伺います。

(福田推進委員)

推進委員の福田です。譲渡人に話を聞きましたが、何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございませんでしょうか。

(平木推進委員)

贈与という事ですが、何かあつとですが・・・

(事務局)

現所有者と管理をされており、今後は譲受人が管理されるということで無償で、譲られるということだそうです。

(中嶋会長)

他にありませんか。なければ採決をいたします。議案第 20 号 受付番号 7 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 20 号 受付番号 7 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

それでは、次に進みます。議案書 8 ページから 9 ページです。受付番号 8 番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案書の 8 ページから 9 ページ、受付番号 8 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 3 ページから 4 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、特定遺贈の相続による所有権移転となっております。特定遺贈というのは、遺言者の方が所有する特定の財産を特定の人に譲るということになっております。相続人以外の方の個人であったり、法人・団体もそういった指定が可能になっております。そういった特定の遺言書により亡くなられている譲渡人より譲受人に相続による所有権移転が生じますが、譲受人も亡くなっているため、その法定相続人である子に譲り受けられます。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 3,516 m²、農作業歴約 2 年の経験があられ、弟と 2 人で農作業を行っておられます。今後も全ての農地を利用することです。

機械の所有状況でございますが、トラクター 1 台、 田植機 1 台、 コンバイン 1 台、トラ

ック1台を所有されています。通作距離につきましては、自宅から車で約20分とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域の防除基準に従い、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努められるとのこと。以上、受付番号8番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の2番 石井委員さんでしたが、欠席ですので、特に問題ありませんという事で報告お願いいたしますということでした。

(中嶋会長)

続きまして、推進委員の平木推進委員にご意見を伺います。

(平木推進委員)

推進委員の平木です。場所はですね、高田の方で、周りに2件ほど家がありますが、本人が土地も含めてきれいに草刈りされておりますので、何ら問題ないと思います。特定遺贈についての意味も私も分からなかったので、農業委員会に確認しましたが、法的に特別あるそうなので、総会にかけer必要があるそうです。以上です。

(長谷川事務局長)

関係はどういう関係になるかというのは、聞いてますか？

(事務局)

譲渡人から見て亡くなられている譲受人が、お孫さんだそうです。そのお子さんが相続人になります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

他にありませんか。なければ採決をいたします。議案第20号 受付番号8番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号8番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。10ページから15ページです。「議案第21号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第 21 号 農用地利用集積等促進計画（案）が定められ、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案が提出され、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求められましたので、意見書を送付するものでございます。

今回の申請につきましては、11 ページの上段の表が農地中間管理事業に係る今回の分の農用地利用集積等促進計画案の総括表となります。下段の部分については、本年 1 月から 12 月までの累積による表となります。

12 ページが今回の借り手の状況の一覧表で現在の耕作面積に今回の農用地利用集積等促進計画案の面積を合わせた今後の経営面積となります。

前回 新規と更新の所の備考のところでは今回新規の所については新規の欄 これまでの契約の更新につきましては更新の欄に面積が入っております。

詳細につきましては、13 ページ 賃借権 23 件 39 筆 49,263.00 m²、14 ページ 期間借地 3 件 3 筆 1,702.00 m²、15 ページ 使用貸借権 2 件 8 筆 4,379.00 m²となっております。以上、議案第 21 号の説明を終わります。

（中嶋会長）

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

（中嶋会長）

なければ採決をいたします。議案第 21 号については、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

（中嶋会長）

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 21 号は異議ないものとして、意見書を送付します。

（中嶋会長）

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はございますか。

（中嶋会長）

ないようですので、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

- 1 配布物について（報奨明細書・全国農業新聞の購読の依頼）
- 2 令和 9 年 1 月 15 日の講演会の案内について
- 3 農地利用最適化推進委員の改選について
- 4 令和 8 年熊本地震義援金について
- 5 利用状況調査の進捗状況について
- 6 委員改選の引継ぎについて（貸借備品の返却について）
- 7 大型農家の離農関係の相談について

(中嶋会長)

それでは これをもちまして、令和 8 年度第 6 回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(長谷川事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前 11 時 20 分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印